

監査報告書

令和6年6月19日

公立大学法人敦賀市立看護大学
理事長 内 布 敦 子 殿

公立大学法人敦賀市立看護大学

監事 辻 達 博 ㊟

監事 堺 啓 輔 ㊟

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人敦賀市立看護大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度における業務について監査いたしましたので、その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事会に出席して、法人としての重要な意思決定並びに役員の職務の執行状況を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、また、関係する役職員から説明を受けるなど、業務の状況を調査しました。

また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認めます。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適性を確保するための体制が、適切に整備及び運用されていることを認めます。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況、純資産の変動状況及び法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの状況を適正に表示していると認めます。
- (5) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (6) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (7) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。